

独立行政法人情報処理推進機構会計規程細則

制定 平成16年1月5日 2003情総第84号

最終改正 令和7年8月21日 2025情経企第191号 一部改正

第5章 契 約

(契約の請求方法)

- 第19条 売買、貸借、委託、請負その他の契約を請求しようとするときは、請求しようとする部の長（以下「契約請求部長」という。）が品名、数量、請求理由、希望納期等必要な事項を記載した原議書を作成し、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 契約請求部長は、前項の規定により承認を受けたときは、その原議書を財務部長に提出するものとする。
- 3 新聞、雑誌その他定期的に購入するものであって、あらかじめ継続して購入する旨の決裁を得たものについては、原議書を省略することができる。
- 4 常用的に使用する事務用消耗品を請求するときは、原則として翌月分に必要な品目及びその数量をとりまとめて、一括して請求するものとする。

(契約の手続)

- 第20条 財務部長は、前条の規定により、契約の請求を受けたときは、その請求に基づき、規程第30条、第31条又は第33条に規定する契約の方法により契約の手続きを行うものとする。
- 2 契約請求部長及び財務部長は、契約の手続を当該部に所属する職員に行わせることができる。

(入札の公告)

- 第21条 規程第30条の規定による公告の方法は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他により公告するものとする。ただし、急を要する場合又は再度公告入札を行う場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。
- 2 前項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約条項を示す場所
 - 四 入札の日時及び場所
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 その他必要な事項

(指名競争契約の要件)

- 第22条 規程第31条第3号に該当する契約は、次のとおりとする。

- 一 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 二 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないとき。
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(競争参加者の資格)

第23条 競争入札は、経営の規模及び状況等について競争参加に必要な資格を定め、その資格を有する者により行わせることができる。

(入札の開札)

第24条 競争入札に付した場合は、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。
この場合において入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第25条 開札した場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第26条 規程第32条の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第26条の2 規程第32条第1項ただし書に該当する契約は、予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続)

第26条の3 規程第32条第1項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

- 2 前条に規定する契約に係る競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申し込みに係る価格が、前項の基準に該当することとなったときは、その者により当

該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）

第26条の4 規程32条第2項の規定により、機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

2 規程32条第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難しい契約で前項に規定するもの以外のものについては、価格その他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

（随意契約の要件）

第27条 規程第33条第3号に該当する理由は、次の各号のいずれかに該当するとき。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
- 二 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。
- 三 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

第27条の2 規程第33条第5号に該当する契約は、次のとおりとする。

- 一 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 官公署と契約するとき。
- 三 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 七 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 八 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- 九 運送又は保管をさせるとき。
- 十 外国で契約をするとき。

（契約の公表）

第27条の3 機構の支出の原因となる契約（前条第1号、第3号、第4号、第5号又は第8号の金額を超えないものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を、競争入札による契約と随意契約に区分し、機構ホームページにより公表するものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、締結した日の翌日から起算して93日以内に、公表するものとする。

- 一 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - 二 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
 - 三 契約を締結した日
 - 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - 六 契約金額
 - 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - 九 随意契約によることとした会計規則の根拠条文並びに理由及び企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨
 - 十 規程第3条に規定する「独立行政法人会計基準」第106に定める「関連公益法人等」、第109に定める「特定関連会社」及び第120に定める「関連会社」と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - 十一 その他必要な事項
- 2 公表する期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで掲載するものとする。

（契約書の記載事項）

- 第28条 規程第36条本文に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、独立行政法人情報処理推進機構業務方法書第37条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。
- 一 件名及び品名
 - 二 契約年月日
 - 三 数量、単位及び単価
 - 四 契約金額
 - 五 履行期間又は履行期限
 - 六 受渡場所
 - 七 契約保証金（入札保証金の帰属を含む。）
 - 八 前払金
 - 九 履行の監督又は検査
 - 十 違約金
 - 十一 延滞金
 - 十二 契約の解除
 - 十三 危険負担
 - 十四 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担

十五 その他必要な事項

(契約書の作成を要しない事項)

第29条 規程第36条ただし書に該当する事項は、次のとおりとする。

- 一 金額が250万円（外国で契約するときは、350万円）を超えない契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(調達品の引渡し)

第30条 財務部長は、調達品が納入されたときは、直ちに当該契約請求部長に引き渡さなければならない。

(監督及び検査の方法)

第31条 規程第37条第1項に基づき、契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、契約請求部長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

- 2 規程第37条第2項に基づき、契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うその既済部分又は既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、契約請求部長が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。
- 3 契約請求部長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により契約請求部長及びその補助者によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、当該部に所属しない職員又は機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。
- 4 契約請求部長が前項の機構の職員以外の者に委託した場合は、契約請求部長は当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成させ、当該書面とあわせて検査の事務手続をしなければならない。

(監督又は検査を契約請求部長及びその補助者以外の職員に行なわせる場合の手続等)

第31条の2 契約請求部長は、監督又は検査を当該契約に係る契約請求部長及びその補助者以外の当該部に所属しない職員に当該監督又は検査を行なわせることとしたときは、財務部長にその旨並びに当該監督又は検査を行なわせることとした当該者の役職及び氏名を、それぞれ通知しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第31条の3 契約請求部長から検査を命ぜられたその補助者又は当該部に所属しない職員に監督と検査の職務を行なわせるときは、当該監督と検査に従事する職員が少数で、かつ契約の内容により監督と検査を行なう職員を区分する必要があると認める場合を

除き、その職務を兼ねることができない。

（検査の時期）

第32条 検査は、機構が契約の相手方からその給付を完了した旨の通知を受けた日から10日以内に行わなければならない。ただし、契約の性質上この期間内に検査することが著しく困難な場合であって当事者が合意したときは、この限りではない。

（検査の事務手続）

第33条 契約請求部長及び契約請求部長から検査を命ぜられた補助者又は契約請求部長が検査を行わせた当該部に所属しない職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。あわせて財務部長に提出するものとする。

2 前項の場合において、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合については、検査調書の作成を省略し、納品書又は請求書を機構のコンピュータネットワークシステム上に調製する各種の申請・届出等をするシステムで提出することに代えることができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による検査調書等に基づかなければ、支払をすることができない。

4 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う既済部分又は既納部分についての検査に係る納品書等には、既済部分と未済部分との区別又は既納部分と未納部分との区分を明確にし、かつ、部分払の限度額を記載するものとする。

5 契約請求部長は、第一項又は第二項の検査に係る当該契約に物品及び固定資産管理規程に定める物品等が含まれる場合は、当該物品等を管理する物品等管理者に連絡し、当該物品等管理者をして当該規程に基づきその内容を物品等異動報告書により物品等管理責任者に報告しなければならない。

（改善策の請求）

第34条 契約請求部長は、検査の結果、給付の内容が不十分又は不完全であることが確認されたときは、契約の相手方に対して、期間を指定して取替え、補修その他改善に必要な措置をとることを請求しなければならない。

2 前項の規程による請求を行ったときは、再検査を行うものとする。

3 第32条及び第33条の規定は、前項の規定による再検査について準用する。

（支払）

第35条 財務部長は、契約の相手先から支払の請求を受けたときは、納品書等によりその納品等の事実、契約内容及び請求金額を確認した後、会計伝票を作成するものとする。

2 前項の会計伝票を作成する場合は、原議書の写しを添付することに代えて会計伝票の摘要欄に決裁年月日及び文書番号又は原議番号を記載することができる。

附 則

この細則は、平成 16 年 1 月 5 日から実施する。

附 則（平成 17 年 8 月 30 日 2005 情総第 75 号・一部改正）

この細則は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日 2006 情総第 122 号・一部改正）

- 1 この細則は、平成 19 年 1 月 5 日から施行し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 第 27 条の 2 の規定は、平成 19 年 1 月 1 日以降に締結された契約より適用するものとする。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日 2006 情総第 148 号・一部改正）

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 27 条の 2 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以降に締結された契約より適用するものとする。

附 則（平成 21 年 2 月 9 日 2008 情総第 130 号・一部改正）

この細則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 31 日 2011 情総第 131 号・一部改正）

この細則は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 17 日 2015 情総第 111 号・一部改正）

- 1 この細則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 33 条の規定は、施行日以降に実施する検査より適用するものとする。

附 則（平成 29 年 6 月 12 日 2017 情総第 85 号・一部改正）

この細則は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 162 号・一部改正）

この取扱いは、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日 2020 情総第 91 号・一部改正）

この細則は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日 2020 情総第 1081 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年６月１６日 2021 情総第 139 号・一部改正）
この規程は、令和３年６月１６日から施行する。

附 則（令和３年８月１０日 2021 情総第 212 号・一部改正）
この細則は、令和３年８月１０日から施行する。

附 則（令和５年１２月１５日 2023 情総企第 491 号・一部改正）
この細則は、令和５年１２月２１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日 2024 情総企第 1195 号・一部改正）
この細則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年７月２８日 2025 情経企第 100 号・一部改正）
この細則は、令和７年８月４日から施行する。

附 則（令和７年８月２１日 2025 情経企第 191 号・一部改正）
（施行期日）
1 この細則は、令和７年９月１日から施行する。

（経過措置）
2 この細則の施行の日前に行われた公告その他の機構による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの細則による改正前の独立行政法人情報処理推進機構会計規程細則第２９条第一項第一号に規定する一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。